

## 鹿 児 島 県 公 報

平成26年 9 月 19 日（金）第3044号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 1  
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 1  
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害福祉課取扱い） 2  
○県営土地改良事業に係る換地処分（農地整備課取扱い） 2  
○公共測量の実施（監理課取扱い） 2  
○河川敷地の用途廃止（2件）（河川課取扱い） 2

## 公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（2件）（商工政策課取扱い） 3  
○一般競争入札公告（会計課取扱い） 5

## 告 示

## 鹿児島県告示第926号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成26年 9 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
田中ヘルスケア診療所	南九州市知覧町塩屋14632番地7	医療法人泰宏会	南九州市知覧町塩屋14632番地7	松邨 宏之	平成26年9月1日	短期入所療養介護
介護付有料老人ホームサンライズ霧島	霧島市霧島田口577番1	社会福祉法人恵愛会	宮崎県都城市太郎坊町563番地1	坂元 一久	平成26年9月1日	特定施設入居者生活介護
外部サービス利用型特定施設南天園	始良市船津1700番11	社会福祉法人建昌福祉会	始良市東餅田2602番地	伊東 安男	平成26年9月1日	特定施設入居者生活介護

## 鹿児島県告示第927号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成26年 9 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
田中ヘルスケア診療所	南九州市知覧町 塩屋14632番地 7	医療法人泰宏会	南九州市知覧町 塩屋14632番地 7	松邨 宏之	平成26年 9月1日	介護予防 短期入所 療養介護
介護付有料老人ホームサンライズ霧島	霧島市霧島田口 577番1	社会福祉法人恵愛会	宮崎県都城市太郎坊町563番地1	坂元 一久	平成26年 9月1日	介護予防 特定施設 入居者生活介護
外部サービス利用型特定施設南天園	始良市船津1700番11	社会福祉法人建昌福祉会	始良市東餅田2602番地	伊東 安男	平成26年 9月1日	介護予防 特定施設 入居者生活介護

## 鹿児島県告示第928号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成26年 9 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
朴澤 憲和	瀬戸内徳洲会病院	大島郡瀬戸内町古仁屋字トンキャン原1358-1	内科	平成26年 9月10日
三宅 公人	屋久島町栗生診療所	熊毛郡屋久島町栗生1743	外科	平成26年 9月10日
廣重 滋夫	薩摩郡医師会病院	薩摩郡さつま町轟町510番地	呼吸器科	平成26年 9月10日

## 鹿児島県告示第929号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）目手久地区第2換地区の換地計画に係る換地処分を、平成26年8月22日に行った。

平成26年 9 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県告示第930号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 9 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（3級基準点測量外）
- 2 作業の期間 平成26年8月25日から同年10月15日まで
- 3 作業の地域 鹿屋市

## 鹿児島県告示第931号

二級河川甲突川水系長井田川における河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、その関係図面は、鹿児島県土木部河川課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年 9 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 河川の名称  
二級河川甲突川水系長井田川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成26年 9 月 19 日
- 3 廃川敷地等の位置  
鹿児島市伊敷町2109番 4, 2109番 5, 2054番 6, 2052番 7, 2257番 6, 2257番 7, 2259番 3, 2023番 8 及び2562番 7 並びに同市伊敷五丁目1072番24及び3089番11
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
  - (1) 種類 土地
  - (2) 数量 1,399.52平方メートル

#### 鹿児島県告示第932号

二級河川稲荷川水系稲荷川における河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、その関係図面は、鹿児島県土木部河川課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年 9 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 河川の名称  
二級河川稲荷川水系稲荷川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成26年 9 月 19 日
- 3 廃川敷地等の位置  
鹿児島市川上町1398番 9, 1396番 7, 3206番 4, 1259番 3, 1250番 4, 1237番 4, 1212番 3, 1212番 4 及び3375番 5
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
  - (1) 種類 土地
  - (2) 数量 3,609平方メートル

## 公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年 9 月 19 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成26年 9 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
J A 谷山フードモール（仮称）  
鹿児島市西谷山一丁目 5 番地
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第 5 条第 1 項の規定による新設に関する届出  
平成26年 4 月 16 日
- 3 意見の概要
  - (1) 交通関係について  
ア 従業員や店舗利用者へ公共交通の利用を促すよう努めること。  
イ 工事中、開店後において、周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路

交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すとともに、良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずるよう努めること。

ウ 歩道乗り入れのある道路No. 1とNo. 2の出入口No. 1～No. 5については、関係各所と協議を行うこと。

エ 道路No. 3と道路No. 4からの出入りについては、隣接地に公園・住宅があることから、周辺環境に配慮し特定の出入口を設けて出入りを行い、間口全体で出入りできる構造としないこと。

(2) 駐車・駐輪場について

ア 駐輪場には、施錠バーを設置するなど盗難防止対策に努めること。

イ 路外駐車場の設置にあたっては、駐車場法第11条及び第12条に該当する場合は必要な手続きを行うこと。

ウ 駐車場法施行令においては、原則として、「前面道路が2以上ある場合においては、自動車の出口及び入口は、その前面道路のうち、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けなければならない。」となっているため、駐車場法の適用を受ける場合は、出入口の設置について、公安委員会との協議を十分行うこと。

エ 駐輪場については、防護柵、車止め等を設置するなど、自動車の駐車区画と明確に区別して利用者の安全性の確保を図ること。

オ 利用車両が収容できない場合には、別途確保すること。

(3) 建物について

ア 届出のある計画地は、準住居地域と第二種中高層住居専用地域とともに、谷山第二地区土地区画整理事業区域内であることから、建築物や工作物の新築、増・改築を行う場合については、土地区画整理法第76条第1項の規定による申請を行い、許可を受けるとともに関係法令等を遵守すること。

イ 本市景観条例に定める一定規模を超える建築物の建築を行う場合は、着工する30日前までに、景観法に基づく景観計画区域内行為届出を都市計画課に行い、景観計画に定めた景観形成基準を遵守すること。

ウ 屋外広告物を掲出する場合には、本市屋外広告物条例を遵守し、許可を受ける必要がある場合には遅滞なく所定の手続きを行うこと。

エ 建築行為を行う際には、建築基準法及び建築基準関係規定を遵守すること。

オ 出入口No. 4とNo. 5の歩道舗装は、インターロッキングブロックであることから、舗装構成等については関係各所と協議を行い施工すること。

(4) 環境保全（騒音・廃棄物等）について

ア 鹿児島市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設を有する事業所であることから、特定施設設置（圧縮機）について30日前までに届出を行い規制基準を遵守すること。なお、室外機の設置場所については、付近の状況に配慮し適切な場所を選定すること。

イ ガソリンスタンドについては、鹿児島市環境保全条例に基づく汚水に係る特定施設であることから、特定施設設置について60日前までに届出を行い、廃油の流出防止施設を設置すること。

ウ 自動車の駐車の用に供する面積が500㎡以上であることから、鹿児島市環境保全条例に基づき、看板、書面等により利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知すること。

エ 3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、土壤汚染対策法に基づき届出を行うこと。

オ 食品加工場からの排水については、当該施設が下水道処理区域内に位置する場合は、公共下水道に接続を行うこと。

カ 配送車等の通行は、経路・時間帯を考慮し、騒音及び振動などで周辺住民・事業所に迷惑をかけないこと。

キ 一般廃棄物と産業廃棄物の区分、分別の徹底を行い、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬、処分の委託にあたっては、それぞれの収集運搬業、処分業の許可を取得しているか、委託する廃棄物が事業範囲に含まれているか確認をして委託すること。

ク 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する場合（1か月に平均500kg以上）は、一般廃棄物の減量に関する計画を作成すること。

(5) 土地区画整理事業について

ア 当計画地は、谷山文教・福祉地区地区計画に指定されていることから、大規模小売店舗届出書P5、「6 店舗施設計画の概要」－「(2)計画地周辺の概要」－「④街並みづくり計画の有無とその内容」に『谷山文教・福祉地区地区計画』を追記すること。

イ 当計画地は、谷山第二地区土地区画整理事業施行区域であることから、大規模小売店舗届出書P5、「6 店舗施設計画の概要」－「(2)計画地周辺の概要」－「⑤都市計画及び中心市街地活性化基本計画との関連性」の『谷山第三地区地区計画』を『谷山第二地区土地区画整理事業』に修正すること。

(6) その他

ア 所有し、占有し、又は管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、地域住民等の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、工事中においても防災対策等を含めた良好な生活環境の保持に関する十分な対策、及び安全確保のために必要な措置を講ずること。また、従業員に、安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を取得させるよう努めること。

イ 計画の見直し等に伴い土地の区画形質の変更を行う場合には、開発許可が必要となる場合があるため、計画図を持参の上、土地利用調整課に事前に相談すること。

ウ 主要地方道鹿児島加世田線側入口において、歩道内に設置された普通河川見寄惣福川ボックス水路については、谷山建設課と協議を行うとともに必要な改良等を実施し、タンクローリー等の通行により水路の破損及び事故等のないよう留意すること。

エ 街区内の表面水などが、直接、街区周辺の道路へ流出することがないように整備を行うこと。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により薩摩川内市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年9月19日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年9月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

川内山形屋

薩摩川内市西向田町9番6号

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成26年4月21日

3 意見の概要

変更事項にあたっては、関係法令等の遵守はもちろん、来店客や店舗敷地周辺地域の交通安全や騒音等の対策に万全を期し、周辺住民の良好な生活環境の維持に努めること。

また、周辺住民から苦情等が出された場合は、誠意をもって対処し解決すること。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成26年9月19日

鹿児島県警察本部長 池田克史

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等の名称及び数量

一般業務用ノートパソコンの賃貸借 425式

(2) 借入をする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 借入期間

平成27年 2 月 1 日から平成32年 1 月 31日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の 3 及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 納入しようとする物品の機能等証明書を提出し、承認を受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成26年 9 月 19 日から同月 30 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県警察本部警務部会計課

鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8566

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成26年10月29日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年10月30日午前11時

イ 場所 鹿児島県警察本部警務部会計課入札室（警察本部庁舎3階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 平成26年10月9日午後5時15分

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県警察本部警務部会計課調度係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566  
電話番号 099-206-0110（内線2232）  
ファックス番号 099-206-5560

13 その他

この調達には、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:  
Notebook type personal computer for general use (including attachments):425
- (2) DELIVERY PERIOD:  
As shown in the specification book
- (3) DELIVERY PLACE:  
As shown in the specification book
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
5:15 p.m. 29 October 2014
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Finance Division  
Police Administration Department  
Kagoshima Prefectural Police Headquarters  
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan  
TEL 099-206-0110 (ext.2232)  
FAX 099-206-5560